

平成 22 年度 継続事務事業評価シート

事業類型 I ソフト事業

2次評価対象

事業名	コード	名 称	区分	コード	名 称
114 地域公共交通会議			会計	01 一般会計	
			款	02 総務費	
			項	01 総務管理費	
51 市内交通機関の利便性を高める			目	06 企画費	
			細目	122 地域振興経費	
行革大綱の重点事項番号			細々目	57 地域公共交通会議運営経費	
担当部課	コード	11300	担当者 氏名	森 健至	連絡先 (内線) 9621
	名 称	企画課			2115

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	地域交通(道路運送法により地域公共交通会議の合意をする事項) ※対象件数
成果(どうする)	道路運送法に定める、地域公共交通会議において協議が整ったことを証する書類として、市町村有償運送の登録、変更などに添付する。市町村有償運送などの手続きを国土交通省へ行うために必要となる会議であり、伊賀市交通計画の推進にあたって国への届出などを伴う案件について当会議において協議して計画の実現を図る。
根拠法令・要綱等	道路運送法
開始年度 平成 18 年度	関連事業
終了年度 平成 年度	
H21 事業内容	道路運送法79条路線の許可更新などのため会議を開催する。平成21年度は会議を1回開催して、青山行政バス上限運賃設定の継続と大山田行政バスの路線変更について協議し調えた。
社会情勢の変化等	18年の道路運送法の改正により新設した。バス路線の新設・変更・廃止・許可更新等の場合は開催の必要がある。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	人
4 総事業費	千円
1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
会議回数	回	目標 3 目標 3 実績 2 実績 1	3	3	3	3
	目標	目標				
	実績	実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
協議成立率	提案した協議事項について協議が成立したことを持って指標とする	%	目標 100 実績 100	目標 100 実績 100	100	100	100
			目標	目標			
			実績	実績			

投入コスト	直接事業費計 (A)	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 資 源 内 訳	国庫支出金	100	52	52	157	157	157	157	157
	県支出金								
	地方債								
	その他の	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	100	52	52	157	157	157	157	157
事業投資人会員費 (B)	0.3 人	2,160	0.3 人	2,160	0.3 人	2,160	0.3 人	2,160	2,160
フルコスト(A)+(B)		2,260		2,212		2,317		2,317	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に〇をつけてください)		備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	
個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
事業開始からの目標・目的を継ね達成している事業		
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	
國や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命、財産、権利を保護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○	
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対象の範囲ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れない事業		
【〇をつけた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】		
道路運送法第9条第4項及び道路運送法施行規則第9条の2の規定に基づき設置する必要がある。		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【〇をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
地域の実情に応じたバス等の輸送サービスを実現することができない。		
有事態事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。		
効果性の高い基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高		
サービス水準や対象を見直す余地がある。		
当初設定した計画を 100% 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
成 予算の継続の有無 無		
度 【予算の継続がある場合、継続の種別】		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
効率性 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【事業名】		
受益者負担を求めることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。		
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況		
改善策 法令に基づく組織であり継続する。交通空白地域対策としての会議を21年度以降において実施する。		
昨年度の取組状況 【状況】 計画とのおり進んでない 【詳細】 地域公共交通会議は必要に応じて開催した。交通空白地域対策としての会議は開催していない。		
今後の方向性(Action)		
担当課長氏名 増田 基生		
【方向性】	現状維持	
【理由】	道路運送法に根拠のある会議であり、今後も必要に応じて開催していく。	
現時点における課題、その他	法律に根拠のある会議であり、行政バス等有償運送の新設、運賃及び経路等の変更の必要が生じた際、その都度、会議を招集する。	
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、何 を、どうする)	法律に根拠のある会議であり、行政バス等有償運送の新設、運賃及び経路等の変更の必要が生じた際、その都度、会議を招集する。	